

【対象者・対象事業について】		
1	個人事業主ですが、複数の屋号でそれぞれ申請することはできますか。	できません。申請は1事業者につき1回、1件のみとなります。
2	現在、開業前の段階ですが申請できますか。	できません。申請時点で開業していない創業予定者は対象外となります。
3	過去に実施した改修工事は対象になりますか。	令和7年12月16日から令和9年2月10日までの期間内に、契約、着工、支払、引き渡しのすべてが完了している事業であれば対象となります。
4	単なる老朽化によるエアコンの買い替えは対象になりますか。	対象になりません。老朽化による単なる買い替えや、機能向上を伴わない単なる修繕・改修は対象外です。従業員の労働・居住環境の「機能の付加・向上」が認められる必要があります。
5	今治市外に本社があり、今治市内にある工場や支店の改修を行う場合は対象になりますか。	対象になりません。本助成金の対象者は、市内に本社又は本店を有する法人又は個人事業主に限られます。
6	本社は今治市にあります、市外にある事業所（支店や工場等）の労働環境整備を実施しようとしている場合は対象になりますか。	対象になりません。本助成金は「市内の中小企業等」の負担軽減や「市内」の雇用環境整備事業を支援することを目的としています。本社が今治市内にあっても、実際に整備を行う対象施設・事業所自体が今治市外にある場合は、交付対象外となります。
7	一般社団法人や医療法人、社会福祉法人は申請できますか。	申請できません。これらを含む特定の法人格、任意団体、医師、個人農林漁業者などは交付対象外としています。
8	市税を分割納付中ですが、滞納がなければ申請できますか。	市税等の滞納がある者は対象外となります。申請にあたっては「市税完納証明書」の提出が必要となります。
9	複数の企業が共同（グループ）で、ひとつの社員寮を改修・整備する場合は申請できますか。	申請可能ですが、グループ単位で申請する場合であっても、添付書類（誓約書、事業報告書、収支決算書など）は各企業単位でそれぞれ作成・提出する必要があります。
10	自社の従業員が自ら自社の設備を改修した場合、その人件費や材料費は対象になりますか。	対象になりません。自社職員の人件費は交付対象外の経費として定められています。施工業者等の外部発注による経費が対象です。
11	蛍光灯からLEDへの交換・改修は対象になりますか。	対象になります。本事業では従業員の労働環境・居住環境の向上を目的とする施設の改修・修繕を対象としており、オフィスの明るさ改善（職場環境の向上）を伴うLEDへの交換は「機能の付加・向上」と認められるため、申請可能です。ただし、切れた電球をそのまま同等の蛍光灯に交換するような、機能向上を伴わない単なる消耗品の交換や日常的な修繕は対象外となります。
12	中古アパートを購入し、従業員寮として改修した場合は対象になりますか。	建物本体の「購入費」 および、購入したアパートを従業員寮として「改修・修繕する費用」は対象になります。
13	従業員の居住環境を整備するため、中古の物件（土地付き建物）を購入しようと考えています。この場合、物件の購入費用は助成対象になりますか。	「建物価格」のみが助成対象となります。
14	中古物件の売買契約書において、土地と建物の金額が内訳されず「総額〇〇円」と一括で記載されている場合、建物価格のみを対象として申請することはできますか。	契約書の中に「うち消費税額〇〇円」という明記があれば、そこから建物価格を逆算して申請することが可能です。 ※契約書等から客観的に建物価格が算出できない（消費税額の記載もない）場合は、建物価格のみを特定できないため、原則として対象外となりますのでご注意ください。
15	助成対象期間以降に従業員寮の新設を検討していますが、設計費のみや撤去費のみを助成金の対象とすることができますか。	できません。本助成金の対象となる事業期間（令和7年12月16日から令和9年2月10日まで）の枠内に、契約、着工、支払、および引き渡しの「すべて」が完了している事業のみが対象となります。今回の新設工事（本体）そのものが期間外になってしまう場合は、それに付随する設計や撤去だけであっても、本助成金の対象とすることは認められません。
16	電球や洗剤などの消耗品費については交付対象になりますか。	対象になりません。本助成金では、施設の改修・修繕や、直接必要不可欠な耐久性のある物品・機材・什器の購入を想定しています。日常的に消費・交換される使い切りの消耗品や、維持管理のための費用は対象外となります。
17	現場作業時に使用する工具（道具）や作業服、手袋、耳栓、粉じんマスク等の購入費は助成対象になりますか。	対象になりません。これらは従業員個人の身の回り品や作業用具、または日常的な防護具に該当し、施設の労働環境・居住環境そのものを整備・向上させるための「物品・機材・什器（備品購入費）」とは認められないため、すべて対象外となります。

【対象経費・支払いについて】		
18	施設の解体や、工事に伴う設計費、処分費用は対象になりますか。	対象になります。「施設整備費」のほか、直接不可欠な「設計・監理費」「撤去・処分費」も対象経費として認められます。
19	休憩室に置くロッカーや家電製品は対象になりますか。	労働環境の向上に直接必要不可欠な物品・什器であれば「備品購入費」として対象になります。ただし、パソコンやタブレット等の事務用・汎用機器は対象外です。
20	工事費を現金やクレジットカードで支払った場合は対象になりますか。	原則、対象になりません。支払方法は銀行振込みが原則です。現金支払（10万円超）やカード決済、手形、相殺等による決済は認められません。
21	消費税は助成対象経費に含まれますか。	含まれません。すべての経費区分において、消費税及び地方消費税を除いた「税抜き額」で算定してください。
22	土地の購入や、工事を行うための敷地の定期借地費用は対象になりますか。	対象になりません。土地の購入費および借り上げ費用等は対象外としています。
23	中古のオフィス家具や中古の業務用エアコンを購入した場合は対象になりますか。	原則、中古品の購入は対象外です。ただし、購入物品が中古品でなくてはならない特別な事由がある場合は事前に相談してください。
24	振込時に発生した銀行への振込手数料や、物品購入時の代引手数料は対象経費に含めてよいですか。	含めることはできません。金融機関などへの振込手数料や代引手数料は対象外となります（ただし発注先が手数料を負担している場合は除きます）。
25	支払いの際に貯まっていたポイントやクーポンを利用して割引を受けた場合、経費の算定はどうなりますか。	ポイントや割引サービス等を利用した場合は、その割引分の金額は対象経費から除外されます。また、支払いによって新たにポイントが付与された場合も、その相当額が差し引かれます。
26	備品購入費において、リースやレンタルを利用した場合は対象になりますか。	対象になりません。購入（イニシャルコスト）のみが対象であり、リース・レンタル料等はすべて対象外です。
27	今回の申請書類（事業報告書等）の作成を専門家に依頼した際の手数料は対象になりますか。	対象になりません。助成金の応募書類や事業報告書の作成、送付、手続きに関する費用は対象外経費となります。
28	他社（自社の役員が経営する別会社など）から設備を購入した場合、経費として認められますか。	自社内部の取引、またはそれに準ずる不適切な取引によるものは対象外となります。また、市場価格に比して著しく価格に差があるものも認められません。
29	工事は市内の業者に発注しなければ対象になりませんか。	市外の業者に発注した場合も対象になります。ただし、地域の経済循環や市内中小企業等の負担軽減という本事業の趣旨から、可能な限り市内事業者への発注にご協力をお願いします。
30	従業員用の「防犯カメラ」や「電子ロック」の設置は対象になりますか。	対象になります。従業員の勤務時や移動時、あるいは居住環境における安全・安心を確保するためのセキュリティ強化は、労働・居住環境の向上（機能の付加・向上）と認められるため「施設整備費」として申請可能です。
31	工場内の暑さ・寒さ対策として、断熱改修工事（窓や壁）を行う場合は対象になりますか。	対象になります。近年の猛暑や寒冷対応など、過酷な作業環境を抜本的に改善し、従業員の健康管理や定着に資する断熱改修は、機能の向上と認められ「施設整備費」の対象となります。
32	社有車（営業車や配送トラック等）の購入は対象になりますか。	対象になりません。本助成金の「備品購入費」は、施設の労働環境・居住環境の整備に直接必要不可欠な物品・機材・什器に限られており、車両や移動体、また事務用の汎用パソコンなどはすべて対象外です。
33	従業員寮の「給湯器」や「水道配管」の破裂に伴う全面交換工事は対象になりますか。	単なる老朽化による原状回復（全く同じ機能への交換）は対象外ですが、居住環境の「機能向上」を伴うリフォームであれば「施設整備費」として対象になります。
34	自社が所有しているものの、現在は他社に貸し出しているテナントビルの改修は対象になりますか。	対象になりません。本事業は「自社の従業員」の労働環境または居住環境の向上を直接の目的とするものに限られます。有償レンタルや販売を目的とした施設への投資は対象外です。
35	改修工事を行った施工業者へ、一部だけ手形や相殺で支払った場合は対象になりますか。	対象外となります。支払方法は原則として「銀行振込み」として、小切手、手形、売掛金・買掛金の相殺による決済は認められません。
36	従業員用の更衣室に新設する「業務用洗濯機」や「乾燥機」の購入は対象になりますか。	対象になります。作業着の洗濯など従業員の福利厚生・就業環境の向上に直接必要不可欠な大型機材の購入であれば、「備品購入費」として認められます。
37	海外の施工業者や海外のECサイトから直接備品を購入・決済した場合は対象になりますか。	原則として、確認書類が整わない場合は対象外となります。銀行振込の証明や、税抜価格の明細、納品・引き渡しの実態が日本国内の基準で客観的に証明できる証拠書類（すべて日本語のもの）が揃っている必要があります。
38	助成金の申請総額が、算定の結果「49万円」になってしまった場合は対象になりますか。	対象になりません。本助成金には下限額が設けられており、交付対象経費の総額が1,000,000円以上（助成金としての交付申請額が500,000円以上）の事業でなければ、申請を受理することはできません。

【手続き・必要書類について】		
39	申請の締め切りはいつですか。先着順ですか。	令和9年2月10日（火）までとなります（当日消印有効）。先着順ではありませんが、予算額を上回る申請があった場合は助成額が減額される可能性があります。
40	工事が終わった後、決定通知が出たら手続きは必要ですか。	交付決定通知の後、交付決定額での請求書を提出する必要があります。
41	助成金で購入した備品を、数年後に売却や廃棄することはできますか。	単価50万円以上の機械器具や備品等は、法定耐用年数を経過するまで、無断で処分（譲渡・廃棄等）できません。処分が必要な場合は、事前に市長の承認が必要です。
42	申請書類に不備があった場合、その場で失格（不採択）になりますか。	提出された書類に不備や不足がある場合、原則として申請は受理されず返却されます。ただし、受付期間内であれば訂正や再提出を求めることがあります。
43	提出する請求書は、「工事一式〇〇円」という記載でも問題ありませんか。	認められません。請求書内訳明細は、各設備代や工事費などが細かく分かれているもの（内訳や明細が確認できるもの）を提出してください。
44	提出した申請書類や証拠書類（契約書・領収書の写しなど）は、審査後に返却されますか。	申請に係る提出書類は一切返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
45	法人の「履歴事項全部証明書」や、個人事業主の「確定申告書の写し」はいつのものを提出すればよいですか。	法人は申請日より3か月以内に発行されたものを提出してください。個人事業主は税務署受付印（電子申告の場合は受信通知）のある前年の確定申告書の写し等を提出してください。
46	国や愛媛県が実施している他の雇用環境整備系の補助金と併用することはできますか。	できません。本助成金で申請する対象経費について、国、都道府県、市区町村、その他団体が実施する他の助成金や補助金の交付を二重に受けることはできません。
47	交付申請額の下限や上限はありますか。	あります。交付上限額は1事業者あたり20,000,000円です。また、事業費総額（交付対象経費）の下限は1,000,000円以上（交付申請額500,000円以上）でなければ申請できません。
48	助成金を受領した後、関係する帳簿や領収書などの書類はいつまで保管する必要がありますか。	当該交付対象事業が終了した翌年度から起算して5年間、いつでも閲覧・提出ができるよう大切に保管しなければなりません。
49	令和7年12月16日以降が対象となっているがなぜですか。	本助成金は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して実施しており、同交付金の対象となる今治市の関係予算が成立した日（令和7年12月16日）を事業着手の起点としているためです。そのため、この予算成立日以降に契約（発注）し、令和9年2月10日までにすべての手続き（支払・引き渡しまで）が完了した事業のみが対象となります。
50	「今治市物価高騰対応DX・GX緊急対策事業補助金」で申請（または交付決定）している事業について、本助成金の方が助成金額が大きくなる場合、本助成金への乗り換え申請は可能ですか。	既に申請している補助金を「完全に取下げ（辞退）」し、補助金原資の二重受給にならない状態が客観的に証明できる場合に限り、受付期間内であれば本助成金への申請が可能となる場合があります。個別具体的な手続きや可否については、事前に必ず産業振興課までご相談ください。
51	「今治市物価高騰対応DX・GX緊急対策事業補助金」と「本助成金」では、どちらの事業の方が交付（助成）額が大きくなりますか。	一概にどちらが大きいとは言えず、本助成金における予算上限に伴う減額リスクを考慮して判断する必要があります。